

陸前高田市告示第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次のとおり
都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に
より、その旨を告示する。

平成27年6月26日

陸前高田市長 戸 羽 太



1 都市計画の種類

地域地区（用途地域）

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 陸前高田市高田町字大石沖、字砂畠、字裏田、字大石、字川原、字東和野、字森の前、字荒町、字本宿、字馬場前、字大町及び字館の沖並びに字中川原、字洞の沢、字曲松、字下和野、字中田、字栃ヶ沢、字西和野、字中長砂、字鳴石、字中和野、字長砂、字寒風、字中宿、字並杉、字馬場、字下宿及び字本丸の各一部（別紙図書のとおり。）

(2) 陸前高田市気仙町字土手影、字町、字小渕及び字的場並びに字奈々切、字三本松、字中堰、字中井、字木場、字中ヶ谷、字川口、字内野、字垂井ヶ沢、字町裏及び字愛宕下の各一部（別紙図書のとおり。）

(3) 陸前高田市米崎町字沼田及び字地竹沢の各一部（別紙図書のとおり。）

3 変更に係る都市計画の図書の縦覧場所

陸前高田市役所都市整備局都市計画課内

備考 「別紙図書」は、省略し、変更に係る都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。